

燕市における権利擁護支援 （成年後見制度利用促進）の 経過・現状と今後について

社会福祉法人 燕市社会福祉協議会
福祉後見・権利擁護センター

経過

- 平成20年4月 燕市社会福祉協議会
福祉後見・権利擁護センター設置
 - 成年後見・日常生活自立支援事業の利用支援、啓発・研修、広報・普及活動等を開始
 - ※法人後見は22年6月から実施

- 平成23年4月 燕市権利擁護支援事業実施要綱制定→社協に事業委託
 - (1) 権利擁護に関する相談及び専門的支援
 - (2) 虐待等の権利侵害への対応
 - (3) 権利擁護に関する制度の普及及び啓発
 - (4) 地域における権利擁護支援ネットワークの構築
 - (5) 地域の権利擁護支援の担い手の養成等
 - (6) その他

燕市内 成年後見制度利用者数

- 168人（令和元年10月末現在・新潟家庭裁判所資料より）
※人口比0.21%

【内訳】

後見 108人

保佐 42人

補助 16人

任意後見 2人

（※新潟県内利用者数 4,759人 人口比0.21%）

市長申立件数…17人（10.1%）

※県全体 548人（11.5%）

燕市社協 法人後見受任状況①

- 14人

燕市内の後見等利用者数に占める割合…8.3%

(令和元年10月末現在)

【内訳】

後見 7人 (高齢4、知的障害3)

保佐 3人 (精神障害3)

補助 4人 (高齢2、知的障害1、精神障害1)

燕市社協 法人後見受任状況②（累計）

• 23人

（平成22年～）

【内訳】

後見 14人（高齢11、知的障害3）

保佐 5人（高齢2、精神障害3）

補助 4人（高齢2、知的障害1、精神障害1）

申立人別内訳①（社協受任分）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	計
市長申立	1	3	0	0	0	1	1	0	0	0	6 (26%)
本人申立	0	0	0	2	1	3	1	0	1	0	8 (35%)
親族申立	1	1	1	0	2	0	0	3	1	0	9 (39%)
計	2	4	1	2	3	4	2	3	2	0	23 (100%)

- 日常生活自立支援事業からの移行…計6人
- H26～H30の5年間で年平均2.8件の申立

申立人別内訳②（社協受任分以外…申立支援分）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	計
市長申立	0	1	0	0	1	3	1	1	0	0	7 (22%)
本人申立	0	0	0	1	2	1	1	3	1	0	9 (28%)
親族申立	0	0	0	0	3	1	2	4	4	2	16 (50%)
計	0	1	0	1	6	5	4	8	5	2	32 (100%)

- 日常生活自立支援事業からの移行…計6人
- H26～H30の5年間で年平均5.6件の申立（社協受任分を含めると8.4件）
- 相談対応を経て本事業として申立支援を行い、審判に至った分のみ計上
（他機関が中心となり、助言等側面的な支援の分は除く）
※他機関への支援分を含めると、市内制度利用者の概ね30～40%に
本事業として関与

啓発・研修事業等

- 地域住民等を対象とした講座の実施
- 福祉職等を対象とした研修会の実施
- 家族会等を対象とした勉強会の実施
- 「地域の茶の間」(ふれあい・いきいきサロン)へ出向いての活動
(制度等の説明、「エンディングノート」の紹介、書き方講座など)

権利擁護支援事業 取り組みの効果

- 権利擁護センターを二次相談窓口として、重層的な相談支援体制が構築された。
- 法律職や家庭裁判所との連携が容易になった。
- 啓発・研修事業を通じ、地域住民や関係機関の権利擁護意識が進展した。
- センター法人後見の実践知を、相談対応や他機関への助言・情報提供等に反映できた。

権利擁護支援事業 取り組みの今後（課題）

- 権利擁護支援を必要とする人に対して、適切な制度利用につなげる。（支援ニーズの顕在化とさらなる利用支援）
- 地域住民や関係機関の（より一層の）権利擁護意識の向上を図る。（制度等の理解促進に向けての普及、啓発活動やネットワークの構築）
- 不適切な状態の防止・回復だけでなく、支援を必要とする人の生活の質の向上を目指す。（意思決定支援の推進）